

# 青森県報

第五百十三号

令和四年  
九月二十日  
(火曜日)

## 告 示

青森県告示第五百九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により令和四年七月七日及び同年八月八日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

令和四年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

○右 同……………（ 同 ）…五

### 目 次

### 公 告

- 飼料の試験の結果の概要……………（畜産課）…一
- 農地を利用する権利の設定の裁定……………（構造政策課）…二
- 都市計画公聴会の開催……………（都市計画課）…二

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製造（輸入）年月	試 験 項 目	違反の有無及び 違反の内容
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 新胡四王3号	4.6	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、 カルシウム、TDN、水分	無
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 繁殖かあーちゃん	4.6	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、 カルシウム、TDN、水分	無
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 たまご工房DX	4.7	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、 カルシウム、ME、水分	無
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	マロ中印ブローラー肥育後期 用配合飼料 マロ中印ブローラー肥育後期 用配合飼料 マロ中印ブローラー肥育後期 用配合飼料	4.7	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、 カルシウム、ME、水分	無
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	マロ中印ブローラー肥育後期 用配合飼料 マロ中印ブローラー肥育後期 用配合飼料	4.7	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、 カルシウム、ME、水分	無
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	マロ中印ブローラー肥育前期 用配合飼料 マロ中印ブローラー肥育前期 用配合飼料	4.7	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、 カルシウム、ME、水分	無

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和四年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
三戸郡五戸町大字手倉橋字和田三三の一	畑	四、七三八のうち三、〇〇〇

二 利用権の内容

賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

利用権の始期	存続期間
令和四年二月	一年

四 借賃に相当する補償金の額

二万六千七百円

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

平成二十二年四月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により青森都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催する。青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

令和四年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

令和四年十一月四日 午後一時三十分から

二 開催の場所

青森市役所本庁舎 三階会議室四

青森市中央一丁目二二の五

三 案件

青森都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、青森市の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

令和四年十月二十四日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一

青森市都市整備部都市政策課 青森市中央一丁目二二の五

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

五 都市計画変更案の概要

青森都市計画道路の変更（青森県決定）

都市計画道路中 3・3・7号中央大通り荒川線及び3・4・2号西滝新城線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造形式	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主経過地			延長	構造形式	車線の数	
幹線街路	3・3・7	中央大通り 荒川線	青森市 安方二丁目	青森市 大字野木 大字野尻	青森市 新町二丁目、 長島四丁目、 大字荒川	約6,480m	地表式	4車線	25m	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
			青森市 長島四丁目	青森市 大字大野 大字若宮		約910m	嵩上式	4車線	25m	青い森鉄道と立体交差 1箇所 自動車専用道路と立体交差 1箇所 幹線街路と平面交差 14箇所 区画街路と平面交差 2箇所 特殊街路と平面交差 1箇所	
	構造形式の内訳					約5,570m	地表式	4車線	16～ 25m	東北新幹線と立体交差 1箇所 R奥羽本線及び津軽線 1箇所と立体交差 1箇所 幹線街路と平面交差 6箇所	
	車線の数の内訳		4車線			約1,170m					
	3・4・2 西滝新城線		青森市 千刈二丁目	青森市 大字新城 大字山田	青森市 大江、 大字石滝、 大字三内	約4,130m	地表式	2車線	18m		
			2車線			約2,960m					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県土整備部都市計画課

青森市都市整備部都市政策課

2 閲覧期間

令和四年十月十一日から同月二十四日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

別記様式

公 述 申 出 書

青森都市計画道路に関する都市計画の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

公述申出人

住所氏名

㊦

意見の要旨及びその理由

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により東北都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催する。で、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

令和四年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 開催の日時  
令和四年十一月一日 午後一時三十分から
- 二 開催の場所  
東北町役場本庁舎 三階大会議室  
上北郡東北町上北南四丁目三二の四八四
- 三 案件

東北都市計画道路の変更（青森県決定）

都市計画道路中3・4・11号南町中央線を廃止する。

理由

本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

- 1 閲覧場所  
青森県国土整備部都市計画課  
東北町企画課
- 2 閲覧期間  
令和四年十月七日から同月二十日まで
- 3 閲覧時間  
午前八時三十分から午後五時まで

東北都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

- 1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。
- 2 公聴会に出席して意見を述べることが出来る者は、東北町の区域内に住所を有する者とする。
- 3 書面の提出期限  
令和四年十月二十日までに到着のこと。
- 4 書面の提出先  
青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一  
東北町企画課 上北郡東北町上北南四丁目三二の四八四
- 5 公述人の選定  
書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。
- 五 都市計画変更案の概要

別記様式

公 述 申 出 書

東北都市計画道路に関する都市計画の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

公述申出人

住 所  
氏 名

㊟

意見の要旨及びその理由

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円